

ふくしまの復興・創生に向けた 緊急要望



平成30年11月27日

福島県知事 内堀 雅雄

避難地域では、特定復興再生拠点区域等の整備や事業再開、営農再開が進むなど、新しいまちづくりや産業の再生に道筋が見えてきた一方、震災から7年8か月が経過した現在も、避難生活を続ける県民が4万人を超え、根強い風評、加速する風化など、震災の影響は依然として県内全域に及んでおります。

復興・創生期間の残り2年において、復興を一層加速させるとともに、復興・創生期間後も切れ目なく安心感を持って復興に専念できるよう、国においても下記12項目を始め、多岐にわたる課題を解決するための体制及び十分な財源の確保、生活の再建や産業の再生を加速させるための制度の改善など、最後まで責任を持って取り組んでいただくよう要望いたします。

1 避難地域12市町村の生活環境整備

【内閣府・復興庁・文部科学省・厚生労働省

・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省】

避難地域の復興・再生に当たっては、「福島12市町村の将来像」に描かれた姿を確実に実現するため、地域医療・介護体制、子育て環境の整備、防災対策、商業施設の運営支援、教職員加配やスクールカウンセラーの配置の継続及び魅力的な教育環境の充実、地域公共交通網の構築、鳥獣被害対策等、市町村の意見を踏まえ、中長期にわたりきめ細かな支援を行うこと。

また、福島再生加速化交付金や福島生活環境整備・帰還再生加速事業等、全ての被災地域が原子力災害からの復興を成し遂げるまで、中長期にわたり必要な財源の確保を講ずること。

加えて、被災12市町村における商工業や農林水産業の事業・生業の迅速な再建に向け、平成31年度以降も国が主体的に取り組むとともに、十分な予算を確保すること。

2 帰還困難区域の復興・再生

【内閣府・復興庁・農林水産省・国土交通省・環境省】

帰還困難区域の「特定復興再生拠点区域復興再生計画」について、その内容を実現し、計画期間内の避難指示解除が確実にできるよう、責任を持って取り組むこと。

特定復興再生拠点区域の整備に当たっては、除染はもとより、廃棄物や建設副産物の処理を国の責任の下で最後まで確実に対応するとともに、生活環境の整備や生業の再生などに対する十分な予算を確保し、それぞれの地域の実情に応じた拠点区域の整備に取り組むことができるようにすること。

帰還困難区域全体の復興・再生に向けた市町村による中長期的な構想をしっかりと受け止め、市町村の取組を最大限に支援し、将来的に帰還困難区域の全ての避難指示を解除すること。

3 避難者等の生活再建のための支援

【内閣府・復興庁・総務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省】

被災者が、今後の生活の見通しを立てることができるよう、災害救助法に基づく応急仮設住宅（民間借上げ住宅等を含む）から恒久的な住宅への円滑な移行支援などを始めとした生活再建に向けた当県及び避難元市町村の取組について、制度面、財政面を含め総合的に支援すること。

また、応急仮設住宅の供与期間延長を踏まえ、家賃賠償の対象世帯についても、地域の実情等に応じた適切な対応を行うよう、引き続き東京電力を指導すること。

加えて、平成32年3月31日まで実施されている、旧警戒区域等からの避難者に対する高速道路無料措置を帰還できるまで延長するほか、原発事故による母子避難者等を対象として平成31年3月31日まで実施されている高速道路無料措置についても、引き続き延長措置を講じるとともに、国が直接実施すること。

4 風評払拭・風化防止対策の強化

【内閣府・復興庁・外務省・厚生労働省

・農林水産省・経済産業省・国土交通省・観光庁】

風評払拭及び風化防止対策については、長期的かつ幅広い対策に粘り強く取り組む必要があることから、当県に対する正しい理解の醸成、共感と応援の輪の拡大のために行う情報発信の取組のほか、県産品の販路回復、国内外からの観光誘客の促進、教育旅行の回復に向けた取組等、県全域を対象として、国はもとより、県、市町村及び各種団体等の継続的な取組に対し必要な財源を十分に確保すること。

また、県産農林水産物の安全性を確保し、消費者の更なる信頼回復や競争力強化を図るため、緊急時環境放射線モニタリングなどの取組はもとより、GAP認証取得の推進、水産物等の販売促進などに必要な中長期的な財源を確保すること。

さらに、国内外へ当県産加工食品の安全性を発信し消費者等の信頼を確保するため、放射性物質対策にHACCPの考え方を取り入れた新たな福島版の食品衛生管理モデルの構築等に対する必要な予算を確保すること。

加えて、諸外国への輸入規制解除に向けた更なる働きかけや、県産品に関する正確な情報の発信、放射線に関する国民の理解の増進等、国を挙げて風評払拭及び風化防止対策に取り組むこと。

5 福島イノベーション・コースト構想の確実な実現

【内閣府・復興庁・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】

国家プロジェクトである福島イノベーション・コースト構想を推進するための中核的な機関であり、10月から組織体制を強化した（一財）福島イノベーション・コースト構想推進機構が、各プロジェクト事業や産業集積に関する取組を継続的かつ効果的に実施できるよう、安定的な財源の確保と運営面での必要な支援を行うこと。

また、福島ロボットテストフィールドの整備・運営を始めとして、エネルギー、農林水産分野等の取組の具体化及び情報発信拠点（アーカイブ拠点）の整備・運営や資料収集等に必要な予算を継続的かつ十分に措置すること。特に、本構想に掲げる各プロジェクトを推進するために不可欠な「地域復興実用化開発等促進事業」については、平成31年度の新規募集分を含め、十分な予算を確保すること。また、福島ロボットテストフィールドを空飛ぶクルマの技術開発や制度整備のための拠点として活用するよう、産学官関係者へ呼びかけること。

さらに、構想の未来を担う初等中等教育におけるイノベーション人材育成や浜通り地域等に大学等の知を集積するため予算を拡充するとともに、拠点施設と地域に求められる公共交通ネットワークの形成や来訪者の増大による交流人口の拡大に向けた実証及び構想の推進に不可欠なインフラの整備を進めるために必要な財政措置を講じること。

6 新産業の創出及び産業再生

【復興庁・経済産業省・資源エネルギー庁】

当県が目指す「再生可能エネルギー先駆けの地」及び国と県が連携して策定された「福島新エネ社会構想」の実現に向けて、再生可能エネルギーの導入拡大や産総研のシーズ支援プログラム事業などのふくしま発技術の実用化開発等への支援、水素社会実現のためのモデル構築など、関係省庁による継続的な支援のための財政措置を確実に講じるとともに、浪江町における水素製造実証事業については、国家プロジェクトとして着実な事業の実施を図ること。

加えて、産業再生に向け、ふくしま産業復興企業立地補助金及び津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の継続や自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金の基金積み増しや制度延長など、被災事業者への支援について、確実な措置を講じること。

7 復興を支えるインフラ等の環境整備

【復興庁・農林水産省・国土交通省】

福島復興を加速するため、復興支援道路やふくしま復興再生道路整備などに必要な予算を確保するとともに、JR常磐線早期全線復旧への支援や常磐自動車道の全線4車線化など、復興事業が完了するまで国として確実に取り組むこと。

また、営農再開を図るための農業基盤等の整備や、海岸防災林の早期復旧、森林の再生及び路網整備など、復興事業が完了に至るまでの必要な予算を確保するとともに、技術系職員の確保について継続的に支援すること。

さらに、国営追悼・祈念施設（仮称）の基本設計策定等を進めるとともに、県が整備する復興祈念公園については、完成するまで、全面的な財政支援を講じること。

8 福島特措法に基づく事業再開等に係る税制優遇措置の延長等

【復興庁・総務省・経済産業省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省】

避難指示が解除された区域等における産業復興のため、事業再開や企業立地のインセンティブとして、福島復興再生特別措置法に基づき、税制優遇措置が講じられているところであるが、事業再開や企業立地には、避難指示の解除後、相当の期間を要し、解除区域における産業の状況は大変厳しい状況にある実態を踏まえ、税制優遇措置の適用期間の延長等の措置を講じるとともに、地方公共団体の減収分について、確実に補填する措置を併せて講じること。

また、避難指示解除区域等において、帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合の課税の特例措置を創設すること。

加えて、被災代替資産等に係る特別償却等の特例措置、被災自動車等の代替取得に係る車体課税の特例措置についても適用期限を延長すること。

9 TPP協定等への対応

【内閣官房・外務省・農林水産省】

TPP11協定及び日EU・EPAは、幅広い内容を含んでおり、経済活動及び県民生活に様々な影響が懸念され、その影響は中長期的に及ぶものである。国においては、県民が持つ不安感や懸念が払拭されるよう、合意内容等がもたらす具体的な影響・効果に関する説明を十分かつ丁寧に行うこと。

特に、当県の基幹産業である農林水産業においては、体質強化対策や経営安定対策に十分な予算を確保すること。

また、日米間で交渉の開始が合意されたTAG（日米物品貿易協定）等いかなる国際貿易交渉にあっても、復興の途上である当県の活力を決して低下させることなく、当県農林水産業が再生可能となり、持続的に発展していくことが出来るよう必要な国境措置を確保するなど万全の措置を講じること。

10 ゴルフ場利用税の堅持・車体課税の代替税財源の確保

【総務省・文部科学省・経済産業省】

ゴルフ場利用税については、平成30年度の税制改正大綱において、「今後長期的に検討する」こととされたが、所在都道府県及び市町村における特有の行政需要に対応するだけでなく、厳しい財政状況が続く中、復興に向けた課題解決のためにも当県及び所在市町村にとって、なくてはならない貴重な財源であることから、現行制度を堅持すること。

また、車体課税については、消費税・地方消費税率引上げに伴う経済対策（需要平準化）として、環境性能割の導入延長又は税率の軽減、さらには、自動車税の税率引下げなどの報道がなされているところであるが、車体課税における負担軽減の検討を行う場合には、地方財政に影響を及ぼすことのないよう具体的な代替税財源の確保を前提とすること。

11 震災復興特別交付税措置の継続

【復興庁・総務省・財務省】

平成31年度以降においても、復興の進捗により生じる新たな課題への対応を含む復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、直轄・補助事業に係る地方負担分、補助対象とならない地方単独事業の負担分、さらには、地方税等の減収分について、引き続き、震災復興特別交付税により確実に措置すること。

12 教育環境の整備

【総務省・文部科学省】

高等学校生徒の安心・安全な学習環境を確保するため、今夏の猛暑や大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀倒壊事故を踏まえ対応が急がれている空調設備の設置及びブロック塀の安全確保に係る財政措置を図ること。